

議第22号

平成19年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項 \ 区 分	年 間	1 日 平 均
運 転 車 両 数	両 74,664	両 204
走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 18,984,299	km 51,870
輸 送 人 員	人 116,754,000	人 319,000

2 主要な建設改良工事計画

高速鉄道東西線（中京区二条駅～右京区太秦2.4キロメートル）建設工事の一部

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費12,617,745千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和分）7,871,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	26,837,000千円
第1項 営業収益	23,675,000千円
第2項 営業外収益	2,829,000千円

第3項 特別利益	333,000千円
----------	-----------

支 出

第1款 高速鉄道事業費用	43,024,000千円
--------------	--------------

第1項 営業費用	30,244,259千円
----------	--------------

第2項 営業外費用	12,676,745千円
-----------	--------------

第3項 特別損失	52,996千円
----------	----------

第4項 予備費	50,000千円
---------	----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,477,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	46,512,000千円
-----------	--------------

第1項 企業債	34,031,000千円
---------	--------------

第2項 固定資産売却代金	1,012,000千円
--------------	-------------

第3項 補助金	393,000千円
---------	-----------

第4項 出資金	10,081,000千円
---------	--------------

第5項 その他資本収入	995,000千円
-------------	-----------

支 出

第1款 資本的支出	49,989,000千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	15,487,055千円
-----------	--------------

第2項 繰延費用	249,582千円
----------	-----------

第3項 企業債償還金	33,196,233千円
------------	--------------

第4項 補助金返還金	771,980千円
------------	-----------

第5項 出資金返還金	284,150千円
------------	-----------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成20年度	千円 500,000
平成19年度駅管理等業務委託	平成20年度から平成23年度まで	668,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
高速鉄道事業建設費	千円 11,657,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸借 の方法によ る。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業高資本費対策借換債	13,592,000			
高速鉄道事業特例債	2,321,000			
高速鉄道事業資本費平準化債	6,356,000			
高速鉄道事業資本費負担緩和分企業債	7,871,000			
計	41,797,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 高速鉄道建設等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,021,000千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道建設に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける

金額は、2,671,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、7,410,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成19年2月20日提出

京都市長 梶 本 頼 兼